

## 農業委員会委員選挙人名簿は、有権者の申請に基づき作成します

申請書は、農事支部長を通じて平成25年1月10日(木)までに取りまとめを行います。必ず提出してください。

### 選挙権を有する条件

- ・ 下仁田町に住所を有する人
- ・ 平成5年4月1日以前に出生した人で下記の条件を満たしている者

- ① 10ア以上(10ヘクタール)以上の農地で耕作の業務を営む経営主
- ② ①の配偶者または同居の親族で、年間60日以上(60日)以上の耕作従事者
- ③ 10ア以上(10ヘクタール)以上の農地で耕作の業務を営む農業生産法人の構成員等で年間60日以上(60日)以上耕作に従事する人

申請書は、前年の選挙人名簿登載者を基に作成しています。今年、新たに名簿登載を希望される方は、農業委員会事務局へ申請してください。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎82-2111(内線343)

## 魅力あるコミュニティ助成事業

### ～宝くじは、身近なところで役立っています～

吉崎区では、(財)群馬県市町村振興協会が行う宝くじ助成事業を活用し、諏訪神社秋季例大祭で使用される山車の緞帳を作成しました。

この事業は、自治の原点であるコミュニティ活動へ助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報を行うことを目的としています。



## 群馬県の最低賃金が改定されました 必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も

群馬県最低賃金(地位別最低賃金)		1時間696円	発行日平成24年10月10日
特定最低賃金	【製鋼・鉄素形材製造業最低賃金】	1時間805円	発行日 平成24年12月28日
	【一般機械器具製造業最低賃金】	1時間794円	
	【電気機械器具製造業最低賃金】	1時間792円	
	【輸送用機械器具製造業最低賃金】	1時間794円	

- 1 最低賃金は時間額で定められており、群馬県内のすべての労働者とその使用者に適用されています。
- 2 群馬県最低賃金(地域別最低賃金)は、平成24年10月10日から改正発効しています。特定(産業別)最低賃金は、平成24年12月28日から改正発効します。

※詳しくは、群馬県労働局労働基準部賃金室(前橋市大渡り町一丁目10番7号、電話027-210-5005)

又は県内の最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局ホームページアドレス <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

# 住宅用地に対する課税標準の特例について

住宅用地は、その税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されます。家屋の取り壊し、使用状況の変更等があった場合は総務課税務係までお知らせください。疑問やご不明な点がある場合にも、お気軽に総務課税務係までお問い合わせください。

## ■小規模住宅用地

- ・ 200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分)を小規模住宅用地といいます。
- ・ 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例措置があります。

## ■一般住宅用地

- ・ 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300㎡の住宅用地(一戸建て住宅の敷地)であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地になります。
- ・ 一般住宅用地の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置があります。

表1

住宅用地	課税標準額の特例額
小規模住宅用地	価格×1/6
一般住宅用地	価格×1/3

## ■住宅用地の範囲

- ・ 住宅用地には、次の二つがあります。
- ①専用住宅(専ら人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の全部(ただし家屋の床面積の10倍まで)
- ②併用住宅(一部を人の居住の用に供する家屋)の敷地の用に供されている土地…その土地の面積(ただし家屋の床面積の10倍まで)に一定の率(表2)を乗じて得た面積に相当する土地

表2

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
□	八以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
八	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

- ・ 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、またはその効用を果たすために使用されている一画地をいいます。  
したがって、賦課期日(1月1日)において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。  
ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認められる土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱うこととなります。  
また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間(長期にわたる避難の指示等が行われた場合には、避難等解除後3年間)に限り、住宅用地として取り扱われます。
- ・ 特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に表2の住宅用地の率を乗じて求めます。

問い合わせ 総務課 税務係(内線337)

## ■「住宅・土地統計調査」に向けての調査区の現地確認を行います■

10月に実施する「住宅・土地統計調査」の調査区を決定するための現地確認を、2月1日を基準日に行います。県知事が任命した住宅・土地統計調査指導員が、2月上旬から中旬にかけて、住宅などの建物の位置や戸数、道路や河川などの調査区境界となる目標物を確認します。

対象となるのは、総務大臣によって指定された町内の一部の調査区です。

調査結果は「住宅・土地統計調査」に使用され、国や地方公共団体の住生活関連施策の立案に活用されます。重要な調査のための準備ですので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ 産業振興課 商工観光係(内線304)

## 平成25年住宅・土地統計調査の標語 (キャッチコピー)募集

応募締切り  
平成25年  
2月7日(木)

### ■募集内容

- ・総務省統計局では、平成25年10月1日を調査日とする住宅・土地統計調査の実施に当たり、調査の意義や重要性への理解を深めていただき、全ての人の理解と協力の下に調査が正確かつ円滑に行われるよう、標語(キャッチコピー)を募集します。
- ・入選作品はテレビ、新聞、ラジオなどの様々な媒体を通じて、広く活用する予定です。

### ■応募条件

- ・どなたでも応募できます(総務省職員は除く。)
- ・応募作品は、自作で未発表のものに限ります。
- ・応募点数は、1人1作品とします。

### ■応募方法・記載事項

- ・はがき又は電子メールに作品・氏名・性別・年齢・住所・電話番号・職業(小・中・高校生の場合は学校名、学年)を明記の上、下記の応募先まで送付又は送信してください。

(参考 前回の入選作品)

見えてくる 日本の暮らし 住まいから

### ■賞(表彰状及び記念品)

- ・特選1点
- ・入選3点
- ・小学生・中学生・高校生特別賞 各1点

### ■作品の権利

- ・入選作品の一切の権利は総務省統計局に帰属します。
- ・入選作品は、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。
- ・応募作品は返却いたしません。

### ■応募先及びお問合せ先

(電子メール)

メールアドレス jyutakouhou@soumu.go.jp

(はがき)

〒162-8668 東京都新宿区若松町19-1  
総務省統計局国勢統計課 住宅・土地調査  
広報担当  
TEL 03-5273-1005(ダイヤルイン)

⇒詳しくは、統計局HPへ

<http://www.stat.go.jp>



## ■下仁田町勤労者住宅建設資金利子補給

町では、過疎防止対策の一環として、勤労者の住宅建設に対し、利子補給を行っています。

### ◆利子補給対象要件

- ①平成24年中に、町内に自己の住居用として住宅を新築してあること。(分譲住宅購入も含む。)
- ②新築した延床面積が140平方メートル以内であること。
- ③借入資金が、年率2.0%より高い資金を利用していること。

### ◆利子補給期間 3年間

- ◆申込方法 対象要件を満たしている人は、所定の申請書を1月31日までに提出してください。(申請用紙は産業振興課にあります。)

問い合わせ 産業振興課 ☎82-2111(内線304)

## 借金返済でお困りの方へ

# 無料相談会のお知らせ

～解決の一步はまず相談から～ **相談無料** **秘密厳守** **事前予約制**

「借金苦から抜け出したい」「借金にたよらない生活がしたい」そんな悩みをお持ちの方のために相談会を開催します。  
○お住まいの地域にかかわらず、どの会場でも相談が受けられます。

法律相談会:弁護士や司法書士など法律家の相談を受けることができる総合的な相談会

定員20名

開催日	会場	時間	お問い合わせ・申し込み
1月19日(土)	館林市城沼公民館	13:30～17:00	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
2月23日(土)	前橋市消費生活センター	13:30～17:00	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755
3月 2日(土)	渋川市役所第二庁舎202会議室	13:30～17:00	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325

〈生活の立て直し相談会:税金・年金保険料の支払いや、家計収支の改善方法などをアドバイス〉

定員8名

開催日	会場	時間	お問い合わせ・申し込み
1月18日(金)	安中市消費生活センター	13:00～17:00	安中市消費生活センター ☎027-382-2228
1月24日(木)	太田市消費生活センター	13:00～17:00	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
3月 1日(金)	大泉町役場	13:30～17:00	大泉町消費生活センター ☎0276-63-3511
毎月第1・第3火曜日	県庁 2階相談室	14:00～17:00	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

定員  
6名

## 「法務なんでも相談所」開設のお知らせ

前橋地方法務局富岡支局では、来る2月3日(日)午前10時から午後3時まで前橋地方法務局富岡支局(富岡市富岡1383番地6)において「法務なんでも相談所」を開設します。

土地・建物の売買、相続、地目変更、建物の新築、滅失等の不動産登記、土地の境界、戸籍、国籍、供託及び人権擁護など、お気軽にご相談ください。

**相談は無料**で、法務局職員がお受けし、**秘密は厳守**いたします。

相談の受付は、当日受付と併せて事前の予約受付(平成25年1月30日まで)も行いますので、相談の受付を希望される方、及び不明な点がある方は、次のお問い合わせ先までご連絡願います。

なお、受付については、ご予約されている方が優先されますので、ご了承ください。

問い合わせ 前橋地方法務局富岡支局 ☎0274-62-0404 担当 平井,生形